

【山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業のご案内】

※令和6年4月1日以降に中古住宅を購入したかた

山側住宅団地でゆとりある暮らしを送りたい子育て・若年夫婦等を

応援するため、山側住宅団地(※1)に中古住宅を取得したかたを対象に、費用の一部を助成します。

日立市

令和8年度版

50万円

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

※1 山側住宅団地とは…

高鈴合団地・山の神団地・青葉合団地・堂平団地・
平和合団地・小咲合団地・中丸団地・塙山団地・
金沢団地・台原団地・根道ヶ丘団地・みかの原団地
(詳しくはお問合せください)

マイホーム取得を
応援します！

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

① 以下のいずれかに該当するかた

(a)申請日又は契約日時点で、**18歳未満の子等を有する世帯**

(b)申請日又は契約日時点で、**夫婦どちらかが45歳未満の若年夫婦**

(c)住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において**45歳未満のかた**

② **令和6年4月1日以降**に山側住宅団地(※1)内に住宅取得に関する契約を書面で締結していること

③ **助成申請日まで**に取得する住宅(建物)の所有権移転登記及び住民登録が完了していること

④ 取得する住宅の居住部分の**床面積が50㎡以上**であること

⑤ **建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅**であること

⑥ **市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと**

⑦ 同一の住宅について、**住宅の取得を目的とした他の公的制度(※2)による助成を受けていないこと**

※2 他の公的制度

市の「住み替えチャレンジ支援事業」等が該当します。
併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課 (本庁5階 山側)

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話 0294-22-3111 (内線/583) 直通 050-5528-5148

FAX 0294-21-7750

Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

詳しくは
HPをご覧ください



日立市 山側住宅団地



山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業 手続きの流れ

1 住宅の引渡し・登記（所有権の移転）・世帯全員の住民登録が済んでから申請してください。



※紙の申請書は、住政策推進課窓口でお渡ししています。または、市のHPからもダウンロードできます。

2 申請（令和8年度申請期限：令和9年3月31日（水））

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

| 申請に必要な書類（②～④はいずれも写し） | 確認事項 |
|--|--|
| ① 山側住宅団地住み替え促進マイホーム助成申請書（様式第1号） | |
| ② 不動産売買契約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売主及び買主の署名捺印、契約日（令和6年4月1日以降）が確認できること ・ 住宅の所在地番、延床面積、取得金額が確認できること |
| ③ 住宅の不動産登記（所有権の移転）を確認できるもの（建物の全部事項証明書など） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者と所有権の移転の名義人が同一であること ・ 住宅の所在、床面積（延べ50㎡以上）、受付年月日が確認できること |
| ④ 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名・支店名・種別（普通/当座）・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるもの（※申請者本人の口座であること） |



※書類を複写又は撮影する際は、文字をはっきりと、かつ紙面の全体が欠けないようにしてください。

3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

市は、申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。

その後、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。（申請から1か月程度かかります。）

③【見本】全部事項証明書

※ 令和8年4月1日より施行される登録簿のイメージです。
 登記簿目録（第1号）

| 簿記部 | 登記簿 | 種類 | 簿記番号 |
|-----|-----|-----|--------------|
| 1 | 所有権 | 所有権 | 000000000000 |

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

| 簿記番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
|------|-------|-------------------|-----------------------------|
| 1 | 所有権取得 | 令和1年5月7日 第012号 | 専有権 登記簿記載一丁目5番5号 供 託 未 定 |

共同担保目録

| 記録及び簿記 | 担保の目的である権利の簿記 | 簿記番号 | 種類 |
|--------|---------------------|------|-----|
| 1 | 所有権取得一丁目10番14号地 | 1 | 所有権 |
| 2 | 所有権取得一丁目10番14号地 登記簿 | 1 | 所有権 |



「建物」の全部事項証明書を提出してね。書類右上に「建物」と書いてあるよ。「土地」の全部事項証明書と間違えないように注意してね！

見本の真ん中「権利部」の部分で、所有権移転に助成申請者の名前が記載されていることを確認するよ！



2枚目以降のページがある場合は、全て提出してね！



電子申請をご活用ください！

電子申請とは・・・市役所の窓口にお越しいただかなくても、お持ちのスマートフォンやパソコンで申請できます。（紙の申請書は不要です）

申請に必要な②～④の書類を全てそろえ（PDF又は画像ファイルに変換してください）、右のQRコードから申請してください。

※電子申請が不可能な場合は、紙の書類を一式揃えて提出してください。

※窓口で申請される際は、②～④の書類を必ずコピーしてお越しください。

